

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| 告示 | ページ |
|----------------------|-----|
| ○包括外部監査契約の締結 (行政管理課) | 1 |

告 示

高知県告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 包括外部監査契約の期間の始期
令和3年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,100万円をもって上限とする。
 - 基本費用 400万円
 - 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額
 - 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 斉藤 章
住所 高知市北久保11番20-607号
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。